

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

総務部政策法務課

1 改正理由

署名及び押印を求めている手続について、「行政手続等における押印見直し方針」に基づき、見直しを行うもの。

2 改正内容

次の申請書について、署名及び押印を求めないこととした。

- ・使用料（手数料）減免申請書
- ・使用料（手数料）徴収猶予（分納）許可申請書
- ・使用料（手数料）還付申請書

3 施行期日

令和3年4月1日